

関西広域連合規約の改正について (案)

平成 23 年 10 月

関西広域連合 本部事務局

資料 5-1	関西広域連合規約の改正について(案)	1
資料 5-2	関西広域連合規約の変更議案、提案理由(案)	2
資料 5-3	関西広域連合規約新旧対照表(改正部分抜粋)(案) ..	5
参考	地方自治法 規約改正関係抜粋	6

関西広域連合規約の改正について(案)

1. 規約改正の目的

鳥取県：広域産業振興分野への追加参加

(鳥取県議会 9 月定例会で表明)

徳島県：資格試験・免許等分野への追加参加

(徳島県議会 6 月定例会、連合 8 月議会で表明) によるもの

2. 規約改正の概要

① 第 4 条第 2 項 (構成団体の参加事務の限定の変更)

② 別 表 (分賦金を負担する構成団体及び経費区分の変更)

③ 附 則 (施行期日、負担金の徴収に係る経過措置)

※別添 規約改正議案(案)、関西広域連合規約新旧対照表(案)を参照

3. スケジュール

平成23年10月～ 総務省との事前協議、規約改正案の作成

10月27日 広域連合委員会で決定

(広域連合議会、構成府県議会への事前説明)

11月12日 広域連合議会全員協議会への説明

11月下旬 構成府県議会で規約改正の議案上程

12月下旬 総務大臣へ変更許可申請

平成24年 1 月 総務大臣の変更許可

第 号議案 (案)

関西広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定に基づき、
 関西広域連合規約の一部を変更をしたいので、同法第291条の11の規定に
 より、議会の議決を求める。

平成23年 月 日提出

〇 〇 〇 知 事 〇 〇 〇 〇

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約(平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可)の
 一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、第4号」を削り、「鳥取県」を「、鳥取県」に改め、
 「、同項第1号(同項第7号に掲げる事務に関する計画に係る部分に限
 る。)及び第7号に掲げる事務にあつては徳島県に係るものを」を削る。

別表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項
 中「及び和歌山県」を「、和歌山県及び徳島県」に改める。

別表総務費の部の次に次のように加える。

企 画 調 整 費	第4条第1項第9号に規定 する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大 阪府、兵庫県、和歌 山県、鳥取県及び徳 島県	均等割(これにより 難しい事務に係る経 費にあつては、広域 連合長が別に定め る負担割合) 10分の10
-----------------------	---------------------------	---	---

別表事業費の部第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費の項中
 「和歌山県」の次に「、鳥取県」を加え、同部第4条第1項第7号に規
 定する事務に係る経費の項中「及び和歌山県」を「、和歌山県及び徳島
 県」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

資料 5-2

(関西広域連合規約の変更議案)

(負担金の徴収に係る経過措置)

- 2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。

(提 案 理 由) 案

鳥取県は、これまで関西広域連合の広域産業振興分野に参加していなかったが、同県の産業振興の発展と合わせ、「国際競争力の強化」、「関西ブランド」の確立等による地域経済の戦略的活性化を目指し、関西経済全体の底上げを図る観点から、当該分野に新たに参加しようとするもの。

徳島県は、これまで関西広域連合の資格試験・免許等分野に参加していなかったが、各種試験及び免許等に関する事務の一元的な実施・管理の拡充を図り、関西広域連合において、更なる事務処理の効率化を推進するため、当該分野に新たに参加しようとするもの。

また、負担金について、国出先機関対策など企画調整のための経費の規定を明確にしようとするもの。

関西広域連合規約新旧対照表（改正部分抜粋）（案）

改正前				改正後			
関西広域連合規約（平成22年総行市第250号） （広域連合の処理する事務） 第4条（省略） 2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項第2号、 <u>第4号</u> 及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号、 <u>第4号</u> 及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては <u>鳥取県</u> に係るものを、 <u>同項第1号（同項第7号に掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては徳島県に係るものを</u> 除くものとする。				第4条（省略） 2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号（同項 <u>第2号及び第6号</u> から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、 <u>第2号及び第6号</u> から第8号までに掲げる事務にあつては、 <u>鳥取県</u> に係るものを除くものとする。 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。 <u>（負担金の徴収に係る経過措置）</u> 2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。			
別表（第20条関係）				別表（第20条関係）			
総務費	経費の区分	負担する構成団体	負担割合	総務費	経費の区分	負担する構成団体	負担割合
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割 10分の10		第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	均等割 10分の10
（追加）	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 <u>及び和歌山県</u>	受験者数割 10分の10	企画一筆費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>和歌山県及び徳島県</u>	受験者数割 10分の10
	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u> 調	<u>（追加）</u>		<u>第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費</u>	<u>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</u>	<u>均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合）10分の10</u>
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務毎の負担割合	事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務毎の負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の10		第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5		第4条第1項第3号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県 <u>及び徳島県</u>	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5		第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、 <u>鳥取県及び徳島県</u>	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5		第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5
	第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10		第4条第1項第5号イ及びウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県 <u>及び和歌山県</u>	受験者数割 10分の10		第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>和歌山県及び徳島県</u>	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受講者数割 10分の10		第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受講者数割 10分の10

参考（地方自治法 規約改正関係抜粋）

第 291 条の 3（組織、事務及び規約の変更）

広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

第 2 項 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第 291 条の 11（議会の議決を要する協議）

第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

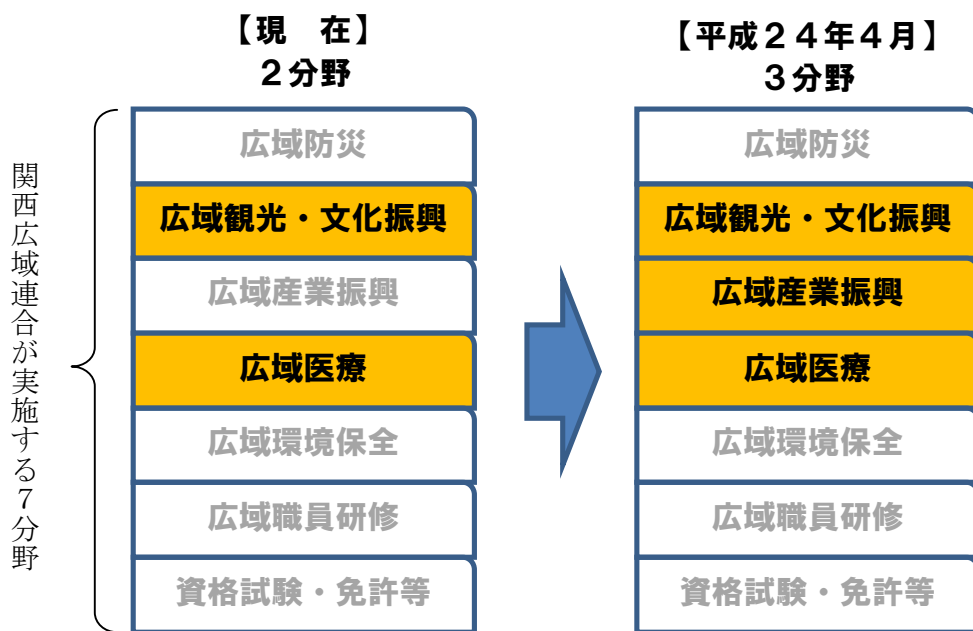
鳥取県の「広域産業振興」分野への参加について

平成 23 年 10 月 27 日
鳥 取 県

本県は、現在、「広域観光・文化振興」と「広域医療」の 2 分野に参加しているところであるが、9 月定例鳥取県議会の議論を踏まえ、**平成 24 年度当初から「広域産業振興」分野にも追加参加する方針であり、各府県においても規約改定に向けた調整をお願いしたい。**

■広域産業振興分野への参加（平成 24 年 4 月）

広域産業振興分野の取組に参加することにより、鳥取県も関西広域連合の一員として、本県が進めている北東アジアゲートウェイ構想などの活用により、広域経済圏である関西がアジアの経済拠点として成長することを共に目指し、関西経済全体の底上げに寄与する。



■関西広域連合議会総務常任委員会での報告（10月8日）

- 和歌山県で開催された第 2 回総務常任委員会において、本県選出の山口（享）議員より鳥取県が広域産業振興分野に参加する方針であることを報告。

■今後の予定（案）

- 11・12 月の各府県議会に、規約改正に係る議案を提出（徳島県の全分野参加（「資格試験・免許等」分野の追加参加）と併せて規約改正）
- 2 月の各府県議会及び 3 月予定の関西広域連合議会で、予算案を審議
- 4 月：鳥取県が「広域産業振興」分野へ追加参加

鳥取県内には多くの関西企業が進出

【鳥取県内への進出企業例】



■三洋電機CE(株)
[鳥取市] (昭和41年進出)



■オムロンスイッチャントデバイス(株)
倉吉事業所[倉吉市]
(昭和43年進出)



■シャープ米子(株) [米子市]
(平成17年進出)



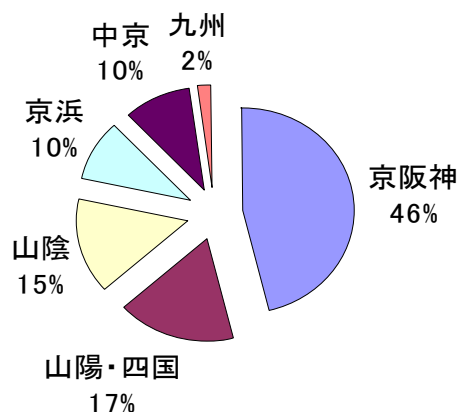
■サントリー(株) 天然水奥大山
ブナの森工場 [江府町]
(平成17年進出)



県外から県内に進出した企業の約7割が関西企業 (H23.10.1現在で関西からの進出企業は96社)

関西の食に欠かせない鳥取の農産物

鳥取の野菜の出荷先の約5割が関西



品目	京阪神	中京	京浜
ブロッコリー	51.1%	24.4%	0.5%
にんじん	70.2%	0%	0%
白ねぎ	61.7%	14.2%	0%
キャベツ	44.1%	0%	0%
すいか	47.5%	3.8%	20.8%
メロン	45.1%	0%	0%

